

行政評価制度導入に関する報告書

平成18年8月25日

新上五島町行政評価制度プロジェクトチーム

はじめに

本格的な地方分権の進展に伴い、地方自治体の自治責任が増大しており、町政がどのような成果をあげているのか、その成果を町民に説明する責務がある。

また、行政に対するニーズも複雑・多様化しており、財政状況が深刻な中で、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）の投入を政策目標に沿って、より適正かつ効率的に行う必要がある。

単なる財政支出の削減だけではなく、町の活性化のために、今までとは違った発想、「行政運営の視点」で行財政の体質を改善する取り組みが必要である。

このため、本プロジェクトチームでは、新しい行財政運営システムの中心となる歯車として機能するような行政評価制度の構築を目指し、検討してきた。

本報告書では、チームメンバーからの多角的な意見を取りまとめ、行政評価の基本的な考え方と枠組み、今後のあり方について、その全体像を描いたものである。

町長は、本報告書を真摯に検討し、本町の行政評価制度の導入について強いリーダーシップを発揮されるよう希望します。

平成18年8月

新上五島町行政評価制度プロジェクトチーム
リーダー 道下智章

目 次

「行政評価制度」導入の必要性・意義	・・・・・・・・	1
1 社会環境の変化	・・・・・・・・	1
2 行政評価制度導入の意義	・・・・・・・・	1
「行政評価制度」の構築に向けた課題	・・・・・・・・	2
1 本町の現状	・・・・・・・・	2
2 「行政評価制度」の構築	・・・・・・・・	2
3 「新上五島町長期総合計画」における課題	・・・・・・・・	3
4 行財政改革における課題	・・・・・・・・	3
目指すべき行政評価制度	・・・・・・・・	4
1 行政評価制度に求められる視点	・・・・・・・・	4
2 マネジメントサイクルの確立	・・・・・・・・	4
3 採用が望ましい行政評価制度の概要	・・・・・・・・	5
4 導入にあたっての留意事項	・・・・・・・・	8
最後に	・・・・・・・・	8
関連資料	・・・・・・・・	9
1 行政評価制度プロジェクト会議開催経過		
2 新上五島町行政評価制度実施要綱（案）		
3 平成18年度新上五島町行政評価実施要領（案）		

「行政評価制度」導入の必要性・意義

1 社会環境の変化

昨今、社会・経済情勢がめまぐるしく変化する中で、本町を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした中で、限られた行政資源であるヒト・モノ・カネを新たな行政課題、町民の価値観や生活様式に適合した施策に投入していくことが、今後の行政運営に欠くことができない重要な視点になっている。

今後は、これまで以上に地域をめぐる諸課題を的確に捉えるとともに、取り組むべき課題を選別し、それをどう解決するのか、どのような「まちづくり」を目指すのかといったことを明確にする必要がある。

そして、その政策目的に沿った施策や事務事業の優先的、効率的な実施により、目に見える成果をあげることが求められている。そこで、町民が納める税金をどのような目的で、何に使い、どのような結果が出たのかなど、町民に対して明確に説明する必要がある。

2 行政評価制度導入の意義

このような社会環境の変化などを踏まえ、本町における行財政運営システムの在り方を検討したところ、町が実施している行政サービスについて、客観的な評価指標を設定し、一定の方法と手順で評価することができる行政評価制度を構築し、町民の視点に立った成果重視の行政運営を進める必要がある。

本制度の導入については、民間有識者からなる「新上五島町行財政改革推進委員会」からの答申で、提案されていることでもある。

本町においては、行政評価制度を行政運営の基本システムとして組込むことによって、従来の行政運営から民間企業の発想や経営手法を可能な限り取入れることができると思う。

導入することで何が変わるのか

町民本位の効率的で質の高い行政の実現
町民の視点に立った成果重視の行政への転換
町民に対する行政の説明責任の徹底
職員の意識改革・能力開発

「行政評価制度」の構築に向けた課題

1 本町の現状

本町の行政サービスについて、経済的、効率的、有効的に実施されているのかを組織として総合的に自己評価するシステムがないため、総合計画の進行管理や予算編成、人員配置等についてそれぞれの担当課が、査定し又は管理している。

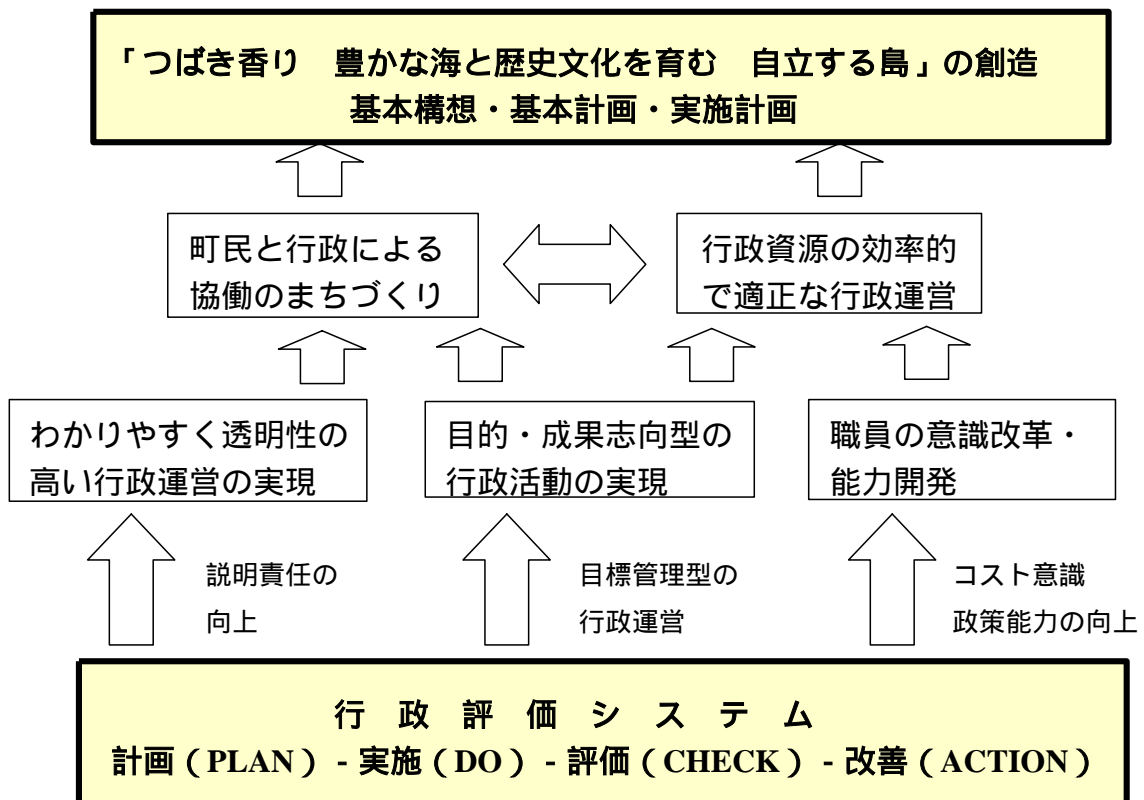
こうした非効率な部分を改善し、評価結果を各担当課が活用することで、行政運営がどうあるべきで、何をを目指すのかといった考え方を整理し、相互の連携を図る必要がある。

2 「行政評価制度」の構築

本町が将来的に目指すべきシステムは、行政評価制度を中心とした総合的な行政運営の構築であると考える。

これまでの計画や予算中心であった行政プロセスに評価を加え、様々な行政運営活動が統一した目標を持って有機的に連携できるようにしなければならない。

(イメージ図)



< 行政評価制度構築にあたっての視点 >

各種計画等	視 点
長期総合計画 基本構想 基本計画	地方分権の進展に対応できる行財政の効率化 参加と行動による協働のまちづくり 行財政の効率化の推進 効率的、効果的な財政運営と事務事業の見直し
行財政改革大綱 行財政改革実施計画	行政評価制度の導入 行政評価制度の段階的導入 行政評価システムを活用した予算編成

3 「新上五島町長期総合計画」における課題の抽出

行財政の効率化の推進

経費の削減、外部委託の推進、民間活力の導入、事務のO A化の推進など事務事業の見直しや合理化を進めるとともに、行政評価制度を導入し、施策の事業効果、費用対効果、優先度等を考慮しながら財源の重点配分を図る。

4 行財政改革実施計画における課題の抽出

行政評価制度の段階的導入

前例踏襲を基調とする従来の行政スタイルから脱却を図り、限られた財源の中で効果的・効率的な行政運営を進めていくためには、P D C Aのマネジメントサイクルを構築し、事務事業を必要性・効率性・有効性・達成度の観点から、費用対効果について再考を図りつつ、廃止や休止を含めた積極的な見直しを行う。

そのための手法として、行政評価制度の導入が不可欠であるため、本町の組織、財政規模等を考慮しながら、まずは事務事業の評価制度から段階的に導入し、目標管理型行政の構築を目指す。

行政評価システムを活用した予算編成

本町の予算編成プロセスにおいて、事業毎に費用対効果について評価を行うことで、事業の見直しとともに評価の高い事業について重点的な予算配分が可能となる仕組みづくりを行う。

目指すべき行政評価制度

1 行政評価制度に求められる視点

コストと成果を重視したシステム

行政資源であるヒト・モノ・カネを客観的基準に基づいて決定し、成果を評価するシステムづくりが求められる。

将来の施策に優先順位をつけるためのシステム

「事業の評価」「予算への反映」「事業の実施」「事業の評価」という形で、評価が一連の政策形成プロセスの中の一要素として機能し、新たな政策展開について検討する際の方向性を継続的に示すことが求められる。

町民参加型の透明度の高いシステム

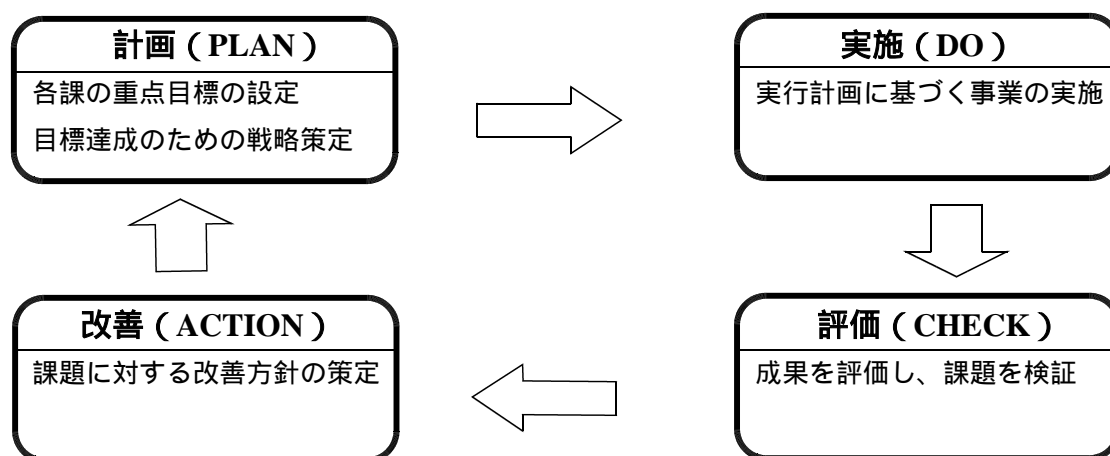
行政サービスを客観的に評価できる仕組みを通じて政策に関する説明を自らが言い、町民の理解を得るためのシステムを構築することが求められる。

2 マネジメントサイクルの確立

上記1の実現のためには、PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)を確実に継続的に実現することが求められている。

このPDCAというマネジメントサイクルは、行政評価制度の根幹をなすものであり、このサイクルを効果的かつ継続的に実践することが重要となる。

(イメージ図)



3 採用が望ましい行政評価制度の概要

(1) 趣旨

行政運営の基本システムとして行政評価制度を導入し、政策（目的）に対する成果、効果を客観的に検証、評価することにより、より効率的で質の高い行政、町民に分かりやすい行政の実現を目指す。

(2) 導入目的

基本目標：町民本位の効率的な行政システムづくり

個別目標

成果志向による行政運営

- ・ 町民の視点による行政活動の成果指標・目標値を設定することで、限りある行政資源（ヒト、モノ、カネ）を効率的に活用し、成果を常に志向しながら評価・改善を継続的に行う行政運営を図る。

住民に対する説明責任

- ・ 施策や事業の実施・評価・改善にかかる必要な情報を、積極的に町民に公表することで行政の透明性を高め、町民と協働したまちづくりを図る。

職員の意識改革・能力開発

- ・ 職員一人ひとりが町民の視点に立った行政評価に取り組むことで、改善への意欲やコスト意識を高めるなど、職員の意識改革が進むことで職員の資質及び政策形成能力の向上を図る。

(3) 導入システムの基本方針

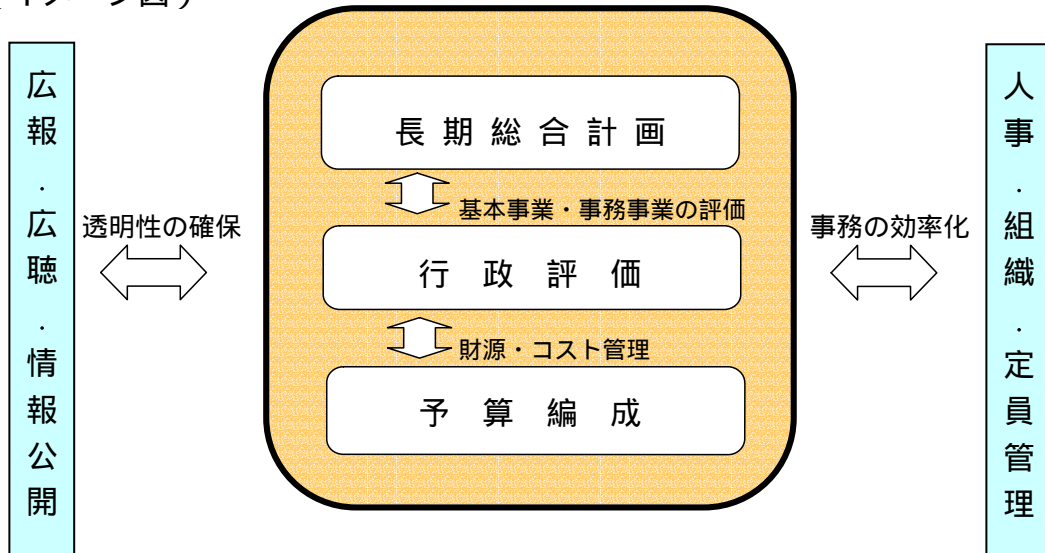
事業の効果等に関して、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、事業の企画立案や的確な事業実施に資する情報を提供するとともに、「計画」「実施」「評価」「改善」を要素とする事務事業に対するマネジメントサイクルを確立する。

町政全般を目的と手段の連鎖関係による階層構造・政策体系（政策 - 施策 - 基本事業 - 事務事業）でとらえ、目的実現に向けて現状を検証・評価し、手段の効果的な改善を行うことを基本とする。

行政評価の結果は、政策検討・重点施策等の政策展開、予算編成、組織機構整備、事務事業の見直し等、町政のあらゆる分野において反映させるものとする。

長期総合計画における政策体系に基づいた客観的な行政評価を行い、その内容を広く町民へ公表し、さらに次の計画策定や見直しに反映させる。その実施を通じて、長期総合計画の「つばき香り 豊かな海と歴史・文化を育む 自立するしま」実現を推進する。

(イメージ図)



(4) 制度概要

導入する評価制度

本町においては、事務事業・基本事業までを評価する。

ア 事務事業評価

事務事業評価は、事務事業の企画立案の段階で行う「事前評価」、事務事業の実施期間中に行う「途中評価」、事務事業の終了後に行う「事後評価」に分けて実施することとし、これを最初に導入する。

なお、本町が行う公共事業については、国の制度として新規採択時の事前評価や事業採択後再評価システム等が既に導入されていることから、基本的には国の制度を活用しつつ、本町の事業評価の枠組みに整合的に位置づける。この場合の評価の単位は、国へ事業申請を行う単位(区間、箇所等)とする。

イ 基本事業評価

総合計画に掲げる施策を達成するために行う事業を、基本事業として位置づける。基本事業の評価は、事務事業評価のうち「途中評価・事後評価」を集約し行うものとする。

評価の実施主体

区 分	1次評価	2次評価・3次評価
事務事業評価	担当課	三役・教育長・財政課長・まちづくり推進課長
基本事業評価	関係課	三役・教育長・財政課長・まちづくり推進課長

評価範囲

事務事業

下記以外の事務事業については、全て評価するものとする。

・評価をしない事務事業

ア 国県の法令受託事務及び受託事業

イ 災害復旧費・公債費・予備費

ウ ア、イに該当しない事務事業で、町の裁量が及ばないもの

基本事業

全てを評価するものとする。

(5) 導入スケジュール

行政評価制度の導入には、関係課・事務局等の連携、協働が不可欠であり、今後、以下のようなスケジュールに基づき本制度を段階的に導入する。

なお、このスケジュールは、現時点で考えられるものであり、今後の本町の財政状況の他、取り巻く環境の変化に的確・柔軟に対応し、平成20年度の完全実施に向け、課題の改善・見直しを図るように求める。

年 度	スケジュール(予定)
平成18年度	行政評価制度の構築 (要綱、要領等の決定及び職員への周知) 事務事業評価の一部試行(公表しない) (事前評価の全て、途中評価の一部)
平成19年度	事務事業評価の完全試行(公表する) 基本事業評価の一部試行
平成20年度	事務事業評価の完全実施 基本事業評価の完全試行(公表する)
平成21年度	基本事業評価の完全実施

4 導入にあたっての留意事項

行政評価制度導入の成果は、行政評価システムといったマネジメントシステムと職員、そして専任組織の三者の相互作用を通じて生み出されるものである。

行政評価制度 × 職員意識 × 専任組織 = 行政評価制度導入の成果

行政評価制度、専任組織、職員の意識改革のいずれかでもゼロならば、制度導入の成果はゼロとなることから、制度の実施についてはくれぐれも留意願いたい。

最後に

行政評価制度については、いまだ全国的に確立されたものはない。したがってより良いものとするためにはある程度の試行錯誤はやむを得ないものと考えられる。

この報告書は、行政評価制度の必要性と基本的な枠組みを示すものであり、可能な限り本町の実態にあった制度を目指すことが重要である。

本町の制度の特徴としては以下の項目があげられる。

1次評価を担当課とすることで、責任の明確化を図り、2次評価を行うことで評価の客観性を確保する。

1次評価・2次評価をありのままに公表することで、行政の透明性を図り、町民の意見を反映することで協働したまちづくりを展開する。

事務事業のコストに人件費を入れることで、民間と同様のトータルコストの概念が得られる。

目標を数値化することで、町民に対してわかりやすくなるとともに、目標管理型の行政運営が図られる。

関連資料

- 1 行政評価制度プロジェクト会議開催経過
- 2 新上五島町行政評価制度実施要綱（案）
- 3 平成18年度実施要領（案）